



Title	兵糧米・地頭加徴米小考
Author(s)	安田, 元久
Citation	北海道大學文學部紀要, 8, 55-76
Issue Date	1960-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33252
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_PR55-76.pdf



兵糧米・地頭加徴米小考

安
田
元
久

兵糧米・地頭加徴米小考

安 田 元 久

一

鎌倉政權の成立史の上で、文治元年の守護・地頭設置及び兵糧米徴収の勅許が、重要な意義をもつたことについては、既に何人もこれを疑わないところである。そしてこの問題についての基本的理解は、周知の如く、中田・牧田博士の論争を通じて生み出された成果を基礎とし、その論争が必ずしも決定的帰結に達し得ないままに、それ以後の研究者の夫々の解釈に従つて形成されて来た。従つて根本的には重要な意見の対立をはらみながらも、この問題の研究の困難さ——とくに基本的史料たる吾妻鏡の編纂態度・記載方法の不明確な点や、玉葉以下の日記の記事の難解さ——に阻まれて、かつての論争を徹底的に追求することなく放置して来たとも言えるのである。私自身も、かねてから地頭及び地頭制一般について考え、すでに愚考を発表して来たが、それは主として地頭及び地頭制の社会史的側面の追求に重点を置いていたため、政治史的側面への考慮は比較的貧困であり、それらの点は多く先学の業績、とくに牧田説の踏襲の上に立つていたことを自認しなければならぬ。またそれ故に、地頭設置の範囲とか、あるいは地頭停止、兵糧米停止の問題、さらには東国地頭と西国地頭の問題などに正面から取り組むこともなかつた。そして特に牧田博士の説を多く

取り入れた結果、後に詳述する如く地頭と兵糧米とを区別する立場に立つたため、兵糧米の問題については、旧稿「鎌倉時代の地頭制度」においても、故意にこれを除外したのであつた。

ところが最近になつて、これら鎌倉時代初期の政治史の基本的諸問題について、石母田正氏の意欲的な研究が始められ、とくに守護・地頭及び兵糧米停止の問題についての通説に鋭い疑問を提示するとともに、その解明の方法として、まず原典たる吾妻鏡の本文批判を試み、そこから氏独自の解釈を導き出された。その主張が頗る示唆に富むものであり、その結論乃至試論は、傾聴に価するところが多いが、それだけにまた幾多の問題を提示し、一層高度の疑問を残したことも、また否定し得ないところである。とくに石母田氏が基本的には、「兵糧米徴収権」即「文治の地頭職」なりとする中田・牧田博士の主張の上に立つて立論された当然の結果として、中田説に反対された牧田博士の主張に多くの賛意をもつ者の側からすれば、これらの諸問題に関する基本的理解の面から、なおかつ多くの疑問が感ぜられるのも、また当然のことと思う。

この様な意味から、私はこれらの諸問題に関しての、石母田氏による新たな問題展開は、これをそのままに看過し得ないし、氏の主張の多くの部分について賛意を表するものではあるが、なお且つ部分的には幾多の再検討を要するものと考えざるを得ない。そしてこれらの諸点を指摘して、この問題に関する研究の一層の進展のために努力することこそ、従来から地頭制度について考えてきた者として当然なすべき仕事であらうと信じ、その手初めとしてこの小論を試みるわけである。

ところで石母田氏の労作は、きわめて龐大なものであり、問題は多岐に亘る。そしてまた氏の構想と計画の一部は未発表のようである。従つて、総括的に氏の業績を取り上げ、総合的にこれを批評すること

は、現段階においては不適当であらうし、その上、私の非力を以てしては到底不可能である。そこで先ず氏が最初に扱われた「兵糧米停止」の問題を手掛りとして、その論考の間に認められるところの、基本的理解について、愚見との差異を指摘することにし、またそれについて論及する必要があることは言うまでもないが、ただ本稿では、なるべく問題をしばつて、兵糧米に関する石母田氏の理解と愚見との相違を明らかにし、併せて今まで故意に触れなかつたところの兵糧米問題に関する卑見を開陳したいと思うのである。

石母田氏の論文「文治二年の兵糧米停止について」において、氏は従来の定説すなわち文治二年二・三月の間に、兵糧米の一般的停止が行われたとする説に対して疑問を提出され、その定説の根拠となる吾妻鏡の記事の本文批判を行った結果、その記事には編纂上の杜撰による誤謬が多いことを指摘し、この時期の兵糧米停止は、一般的・原則的なものではなく、兵糧米の個別的停止と、未済物徴収の停止であつたと結論されたのである。いまここに石母田氏の論考を詳細にあとづけるいとまは無いが、氏の主張を裏付ける重要な論点の一つは、文治二年三月に兵糧米を停止したという吾妻鏡の記事について、

(一) 三月二十一日条に「諸国兵糧米催事・於今者可停止之由・被宣下云々。」とある地の文は、編者の誤りまたは不正確な表現であるということ。

(二) 二月二十八日条は異つた日に治定されたものが編者によつて誤つてこの日に一括してかかげられたものであり、また「仰五畿七道諸国庄園、免除兵糧米未進、可令安堵土民事」とある新訂増補版「吾妻鏡」の記事が正しく、大日本史料の編者が「未進」の「未」を脱して読んだことは誤りであり、従つて、この文を兵糧米そのものの一般的停止と解するに至つたものと考えられること。

この二つの、本文批判に基く史料解釈にあつた。そして(一)の場合、「編者は『諸国兵糧米催事』という言葉で、未済分のことを意味したとも考えられる。」とも述べられたが、しかし何れにしても、この文を以て通説の如く、兵糧米の一般的・原則的停止と解することは誤りであると主張されたのであつた。

ところがこの点に関して、友田吉之助氏は批判的な意見を出され、とくに上記(二)の疑点については、むしろ「免三除兵糧米進」とするところの北条本吾妻鏡以下諸本の記載が正しいと主張され、またこの条が二月二十八日の記事であることは、「疑う余地がない」と結論された。従つてまた(一)条については、その宣下の時期を三月上旬とする考えには大体同意しながらも、その内容については、何等これを疑う根拠が存在しないことを論証されている。

この両氏の説は、何れもかなりの説得力を持つ論考であつて、いま俄かにその何れが正しいかを判断することができない。そしてたとえ友田氏の説の如く、二月二十八日条を「兵糧米進」とし、従つて三月二十一日条を、文意のままにその信憑性を認めるとしても、なお石母田氏の仮定の一つたる吾妻鏡の編者が「諸国兵糧米催事」という言葉を以て、未済分徴収を意味したかもしれないという考え方は、必ずしも否定されない。その立場をとれば、この際の兵糧米停止が、一般的・原則的停止ではないと主張し得る可能性が残されていると言わざるを得ないであらう。しかしこの問題は、何れも一つの仮定の上に立つ考え方の相異に関するものであり、更に多くの史料的裏付けを必要とし、軽率に何れか一方に断定し得る問題ではない。また本文批判の方法としても、両説とも何か一つの前提があつて、そこから出発して自己の有利に論説を展開していることも認めざるを得ない。

その点に関して、石母田氏の立論の基礎を考へるに、氏が文治二年三月の兵糧米停止を、個別的・一時的のものと考へねばならない必然

性は、氏自身がその論文の冒頭に述べられた如く、(一)、三月頃に兵糧米停止が行われたにかかわらず、地頭職停止は少くとも六月以降であり、従来の通説によつて考えると、その間に矛盾があつて、従来から學者の間でも種々問題にされてきたが、その矛盾は文治二年三月に原則的停止が行われたとする通説そのものに基いているという疑問から出發し、(二)、幕府がその成立の直後から、兵糧米停止という重要な經濟的基礎を失う危機におちいり、幕府の体制的な基礎をなす地頭制の物質的基礎を抛棄しようとしたことを意味するものであるが故に、通説の如き政策を幕府が行つたこと自体に疑問がある、という立場にたれたのである。従つて石母田氏の立場には、さらに前提として、

「文治地頭職即諸国平均兵糧米宛課權」という考え方が、すでに自明のこととして存在することを認めねばならない。そのことは右に引用した如く「地頭制の物質的基礎」として兵糧米徴収の意味を考えられているばかりでなく、例えば「兵糧米制度、すなわち地頭が段別五升の兵糧米を官物のなかから割取・徴収する制度又は權利」とか、「地頭制の本質たる兵糧米制度」とか、あるいは「地頭制の基礎をなす兵糧米制度」「兵糧米制度(したがつて地頭制の物質的基礎)」などという文言が随所に見えていることから明らかであろう。石母田氏にあつて、兵糧米徴収の權利が地頭制度の物質的基礎であるということは自明の前提となつてゐる。そしてこの見解が、先述の如く中田博士の「段別五升兵糧米諸国平均宛課權すなわち諸国地頭職なり」という考え方を踏襲したものであることは言うまでもない。

しかしながら、果してこの見解は正しいであろうか。この中田説に對して牧健二博士の有力な反論があることは周知の事実であり、ここでその論旨に深く立ち入る必要もないと思われるが、結論的に何れが正しいかは、しばらく保留しなければならぬ。ただ卑見によれば、今日の學界では、牧説のほうが定説に近いものとなつてゐると思われ

(13) として石母田氏が、このような論争の結末がついていないと判断される問題に關して、その一方の説を明確な根拠を示さずに採用し、これを前提として論考を展開されたことについては、いささか疑問をもたざるを得ないのである。ところでこの「兵糧米宛課權」「地頭職」という立場から、中田博士は、文治二年三月の兵糧米停止が、實質的には地頭職停止であるという大胆な推論をされたのであるが、「兵糧米宛課權」「地頭職」ということは、換言すれば「兵糧米」「地頭得分」ということであり、従つて中田博士の立場からは必然的に「兵糧米」「地頭加徴米」という考え方が生まれて来る。従つて中田説・牧説を比較再検討する際に、この兵糧米と地頭加徴米とが果して同種のものであるかどうかを明らかにするのも、この問題に接近する一方法であると思われるのである。そこで本稿ではその点にしばつて、考えて見たいと思う。

註

- 1 「初期封建制の構成」所収。
- 2 石母田正氏「文治二年の兵糧米停止について」(「法學志林」五五ノ二)及び同氏「文治二年の守護地頭停止について」(「法學志林」五六ノ二)
- 3 中田博士説については、「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」(「法制史論集第二卷所収」)
- 4 石母田氏前掲論文(「兵糧米」九頁)。
- 5 「文治二年兵糧米停止の信憑性について」(「日本歴史」一一三〇号)
- 6 石母田氏前掲論文一七頁。
- 7 同右 八頁。
- 8 同右 一八頁。
- 9 同右 二二頁。
- 10 石母田氏の第二の論文「守護地頭停止」にもこの立場は随所に示される。(例えば二〇二頁)また最近の「頼朝の總守護職補任について」(「歴史學研究」二三四号)においても、「西国總地頭職の職權の内容をなす段別五升兵糧米庄公平賦課權」なる表現が見られる。
- 11 中田黨博士前掲論文。
- 12 「日本國總守護及び總地頭」(二)「(「法學論叢」八ノ二)
- 13 この点に關しては、歴史學研究会一九五九年度大会報告において簡單

にふれた。(『歴史学研究』二三三号、五二頁参照) また、石井良助博士も大体において牧説を採つておられるようである。(同博士「大化改新と鎌倉幕府の成立」一五五頁) また「日本法制史概説」二四九頁においては「兵糧米の名義を以て、段別五升の得分權を得、これを地頭に交付したのであらう」と考えながら、なおかつ「兵糧米自身は元來地頭の得分とは何等關係のないものである」と述べておられる。

二

石母田氏の場合も、地頭加徴米と兵糧米を同一視される。それは石母田氏が「兵糧米またはその異つた形態にすぎない加徴米」「文治二年以後における兵糧米Ⅱ加徴米の存続」などと表現されるところからも明らかであらう。そしてこの解釈が、中田博士の所論をそのまま受容しているものであることは言うまでもない。そこで中田説が、どのような経緯で生まれ、また如何なる根拠から導き出されたかを見なければならぬが、それに関連して、この兵糧米と地頭加徴米の關係が従来の研究史上で如何に取扱われて来たかについて、知る必要がある。

古く黒川春村の「地頭名義考」では、その「地頭得分員數事」の条において、新補率法地頭の得分率法に関する貞応の宣旨を引用し、その段別五升の加徴米を兵糧米と称している。⁽³⁾ これを見れば、兩者を同一視していたことが明らかである。ついで星野恒博士の「守護地頭考」でも、この考えが踏襲されており、例えば地頭得分の条において「当初ハ段別五升ノ兵糧米ヲ充催シテ支給セシガヤガテ土地給等ノモノモアリテ其制一様ナラズ、承久ノ新補地頭ニ至リテハ又兵糧米土地二ツノ者ヲ兼給セリ」と述べ、さらに兵糧米催が事実上文治二年三月以後も行われたことに関連して、吾妻鏡文治二年十一月二十四日条を引用し、そこに見える「加徴課役」という語に註記して、「加徴課役

ハ即段別五升ノ兵糧米ヲ謂フ」と断定している。⁽⁴⁾ 但しその論拠については必ずしも明瞭でない。これら地頭研究の初期の段階にあつて、「兵糧米Ⅱ加徴米」論が自明のこととして扱われたと考えられるが、何れの場合も明確な根拠の上に立つ立論とは見られず、多分に独断的な判断が無批判に継承されたものと認めざるを得ない。

こうした考え方について、はじめて異論を提示したのは、黒板勝美博士の「地頭の得分に就て」であるが、ここでは、兵糧米が地頭の得分の一つであることは認めながら、他方では、地頭加徴米が兵糧米とは別種の得分形態であることを主張された。その論拠を要約すれば次の如くである。

(A) 星野博士が引用された吾妻鏡文治二年十一月二十四日条に見える同年十月八日の宣旨に、「依令追伐平氏、被補其跡之地頭、称勲功之賞、非指(謀)叛跡之処、充行加徴課役、張行檢斷、妨総領之地本、責煩在庁官人郡司公文以下公官等之間」とあつて、段別加徴が地頭の得分であることは明らかであり、しかも兵糧米はこの年の三月に停止されているのであるから、この加徴米と兵糧米とは別である。(この場合、兵糧米が文治二年三月に停止されたとする吾妻鏡の記事をそのまま認めることが前提となつている点に注意すべきである。)

(B) 右に引用した宣旨に見える地頭は、所謂平家没官領の地頭である。文治の兵糧米は諸国平均に課したものであるから、これを得分とする地頭と、特定の平家没官領に補され、加徴米を得分とする地頭とは、別種のものである。

(C) 高野山領備後国太田庄では「加徴米段別五升」が地頭の得分となつている。この地頭は平家以来の本地頭であり、加徴米も既に当時から行い来るものである。従つて加徴米の制は文治以前より存在し、兵糧米が變じて段別加徴となつたものではない。

(D) 兵糧米は領家得分たる官物の内より募るのに對し、加徴米が百姓に別に課して百姓が弁済したことは、上記太田庄の場合に「百姓此定、可令二弁済一矣」とあることに依つても明らかである。この徴収方法からも両者は区別さるべきである。

この黒板博士の論拠についての検討は後に譲るが、これとほぼ同時期に発表された八代国治博士の「兵糧米考」においても、兵糧米と地頭加徴米とは全く別のものであることを主張されたことに注意しなければならぬ。八代博士も、星野説の加徴課役を兵糧米なりとすることの誤りを指摘するが、その例証とするところは、

(四) 加徴米とは一定の年貢地子等以外に人民より徴収する米であるが、早く永祚元年の尾張国郡司百姓解文に「請被裁斷、官法外、任意加徴租穀三斗六升事」と見え、莊園における加徴としては、円光院領越前国平原庄の寛治二年の内検帳に、「加徴五升」とあるのを初見とするので、加徴米は文治元年より一世紀以上も以前から行われていたものであり、また加徴米を庄官の得分とした例証がある。

(五) 黒板博士が例証とした備後国太田庄の段別五升加徴米（地頭得分）の例（前記C）を引用し、これは文治以前より加徴米を地頭の得分としたもので、頼朝が地頭を補任した際に旧例を襲用したものと解すべきである。

(六) 加徴米は段別五升が一般的であるが、六升、三升、二升、一升などの例もあり、必ずしも一定しない。従つて段別五升の兵糧米と同一視することはできない。

などの点である。そして兵糧米は地頭の得分ではなく、地頭の得分は加徴米及び給田畠であることを主張し、それを前提としてさらに兵糧米徴収の理由・目的を考察し、結論的には、第一に軍糧すなわち軍事費の調達、第二に人民をして幕府の存在を認識せしめ、第三に兵糧米を官物（年貢）の中より徴収し、莊園領主たる権門勢家の勢力を割か

んとするのが、この兵糧米徴収の理由であつたのである。

以上、地頭加徴米と兵糧米とが全く別のものとする見解をもつ両博士の論拠は、A—Gの七項目となるが、両者を通じて、備後国太田庄地頭の例が引用されていることに注意したい。従つてこの地頭が如何なる形態の地頭であるかを検討する必要があるが、その点については後に触れたいと思う。ところで叙上の黒板説に對しては、中田博士がこれをとり上げ、これに反駁を加えたのであるが、その際に八代説については全く言及されていない。故意にこれを無視したのか、或いは中田博士が八代博士の論文を読まなかつたのかは不明であるが、この事実の結果として、八代博士の論文が学界で余り注目されずに來ていることは否定し得ないところである。それはともかく、直接的には黒板説（間接的には八代説をも含めて）に對する中田博士の反論は如何なる論拠を以てなされたか。次にその点について整理しなければならない。

中田博士の反論は主として黒板説のA・Bの項目、すなわち「加徴米は平家没官領地頭の得分にして、兵糧米は文治地頭の得分なり」という点に向けられ、その根拠として次のように説明する。

(I) 吾妻鏡文治三年二月九日条に、

有大夫属定康、關東之功士也、彼近江国領、平家在世之時者、称源家方人被收公滅亡、今又守護定綱為兵糧米点定之、依之企参上、幕中有旁之間、停止旁狼籍、如元可領掌之趣、今日被仰下、とあるが、この場合定綱が兵糧米料所して定康の領地を押領したのは、定綱がこれを以て平家没官領と見たためである。（すなわち文治二年の地頭職停止に除外されたところの平家没官領において明らかに兵糧米の徴収が行われていることを示さんとされたものと思われる。）

(II) 吾妻鏡文治三年八月八日条の惟宗行能解狀に、

九郎判官逆乱之時、自東国武士上洛之日、行能相具北条時政之手
上洛畢、而為兵糧米充給所、置代官不可致沙汰之由、自鎌倉殿依被
仰下、不置代官罷下本國畢、

然者於号行能代官之輩者、早被擲取可被処罪也、
とあり、行能が義経逆乱以後、文治三年八月に至るまで、下国のま
まなお兵糧米徴収地として自己の所領を知行しつつあつた。これは
文治三年においてもなお兵糧米徴収権を有する武士があつたことを
示す。

(Ⅱ) 吾妻鏡文治三年八月十九日条に、

洛中群盜蜂起并散在武士狼籍事、度々被仰下候之趣、殊驚歎思給
候、時政下向之時、東国武士少々差置候訖、其外も或為兵糧米沙汰
或為大番勤仕、武士等在京事多候歟、彼輩下鎮狼籍、還疲計略、若
如此事をもや企候覧、

と言つてゐるのは、(Ⅰ)と同様に、文治三年に明らかに兵糧米徴収
権を有する地頭が多くあつたことを示し、またこれらの武士は平家
没官領の地頭と見なければならぬ。従つて没官領の地頭は依然と
して兵糧米徴収権を有する。

以上の徴証から、中田博士は、星野説の如く吾妻鏡文治二年十一月二
十四日条に見える十月八日宣旨の「加徴課役」は平家没官跡地頭の
固有の得分であり、而も所謂兵糧米に他ならないと主張される。そし
て更に、備後国太田庄の地頭について、黒板博士がこれを文治以前に
おける地頭得分としての加徴米徴収権の存在の例証としたことに反駁
し、

(Ⅳ) 太田庄地頭については、「建久年間に於て段別五升の加徴米な
るものが地頭の得分をなしたること」は明らかであるが、貞応二年
の文書に於て、重代地頭・往古地頭と呼ばれてはいても、果してこ
の地頭が文治以前より相伝したものか詳かでない。従つて充分な論

拠とするに足らず、文治以前の地頭が加徴米徴収権を有さなかつた
と断定せざるを得ない。

と述べられる。そしてまた、

(Ⅴ) 黒板説の論拠D、両者の徴収方法の差異は、実際上の徴収形態
を忘却した説であり、兵糧米も計算上は領家得分より引き去るが、
現実には一般庄民が地頭に納付するものである。従つて兵糧米・加
徴米の差別を、その徴収方法に求めんとするのは誤りである。
と断定されたのである。

それではこの中田説は果して当を得たものであろうか。また黒板・
八代説に誤謬はないであらうか。次にこれら従来の論争点に關して、
一応の再検討を加えながら、私自身の見解を述べたいと思うが、この
問題に關して言えば、星野説は中田博士によつて繼承され、また中田
説は直接的には黒板説に對する反論であるので、考察の便宜上、ま
ず黒板・中田両説を取り上げ、ついで八代説の再検討に及びたいと思
う。この際注意すべきことは、黒板・中田両説とも、兵糧米が文治の
地頭の得分であるとする点においては、見解を一にし、八代説は兵糧
米が地頭得分であることすらも否定していることであり、その意味か
ら黒板・中田説の検討から始めるのが適當と思われる。

註 1 石母田氏前掲論文(兵糧米)一九二〇頁。

2 「史籍雜纂 第三」三〇六—三〇八頁。

3 「守護地頭考」(史學叢書I)

なお引用文中の傍点は筆者。(以下同じ。)

4 同右書四一五頁。

5 「史學雜誌」十三ノ二。

6 高野山文書之八 又統宝簡集一九四三号文書、年月不詳、三善善信雜
事書。

7 「國學院雜誌」八ノ五・六。なお黒板博士の「地頭の得分に就て」は
明治三五年二月のものであり、八代博士の「兵糧米考」は同年五月及び
六月の發表である。

8 醍醐雜事記。平原庄は牛原庄の誤記である。

9 黒板博士の場合と同様に「高野山文書之八、又統宝簡集一九四三號文書」並びに「吾妻鏡、文治二年十一月二十四日条」を引用されたが、更に加えて貞応二年十一月太田庄地頭連署陳狀（高野山文書八、又統宝簡集一九四九號）を引用している。

10 この点については吾妻鏡文治二年正月八日条（高野山領莊園の兵糧米並地頭の停止に関するもの）及び三月一日条（北条時政の七ヶ国地頭職辞任のこと）を例証として立論されたが、ここでは問題が錯雜するもので、この点には触れない。

11 中田博士前掲論文八八五頁以下。及び八九二頁。

12 原文によれば「近江國領所」となっている。（吉川本吾妻鏡） おそらくは誤脱であらう。

13 「点定之」は「点定云々」が正しいと思う。

三

上述の如く黒板博士は、兵糧米が文治の地頭の得分であることは認めながら、この種の地頭とは別個のものとして、加徴米を得分とする地頭（一）の存在を主張し、平家没官領の地頭をもその種の地頭の中に含められた。その論拠について検討すると、まず(A)及び(B)は、文治二年十月八日の宣旨を根拠とするものであるから、博士の言われる当該の宣旨なるものの内容を考えねばならない。これはすでに星野博士も引用されたものであるが、文治二年十一月二十四日に幕府が「現在謀反人跡之外者、令停止地頭（二）之旨」下知した際に、そうした方策をとる原因となつた京都よりの申入れを内容としたものであり、正しくは十月八日付の太政官符であつて、吾妻鏡の同日条に、これと同一内容の十月九日の院宣及びこれに対する頼朝の十一月二十四日付請文と並記されたものである。この院宣には、「諸国庄公、被補平氏追伐跡之地頭等」とあり、この地頭が平氏追捕跡すなわち平家没官領の地頭を対象とし

ていることは疑いない。ところで、京都側からの申入れの内容を見るに、かかる地頭が、「指したる謀反跡に非ざるの処」において、「勲功之賞」と称えて、「宛行加徴課役、張行檢断、妨惣領之地本」という行為をすることを非難しているのであり、官符の事書に見える「地頭の非法濫妨」を指しているのである。そして頼朝はその請文において、「現在謀反人跡」を除いた他の地域においては、かかる「地頭の（三）織」を停止すべきことを言っているのである。そしてこの吾妻鏡の十一月二十四日条については、石母田氏がその本文批判を通じて、これが単に「地頭の織」すなわち「地頭の非法濫妨」の停止であつて、通説の如き地頭職そのものの除外例つき停止、あるいは地頭（四）の原則的停止を意味するものではないと主張されたものであり、その主張の全面的な当否については、なお慎重な検討を要すると思うが、少くともここで問題になつてゐるのが、平家没官領の地頭における「非法濫妨」であり、頼朝がかかる「地頭の織」を停止したものであることは、誤りないであらう。そこで当面の問題たる平家没官領の地頭と「宛行加徴課役」ということとの關係について考えるに、この官符及び院宣の内容を上述の如く解するならば、ここでいう地頭の非法濫妨とは「非指謀反跡之処」において「宛行加徴課役」以下の行為をすることであるから、謀反人跡において、かかる「宛行加徴課役」以下の行為のあることは、むしろ非法ではないと解すべきであり、従つて、その行為は没官領地頭の有する権限内容と見ることも可能である。またかかる行為は、「非指謀反跡之処」においては非法なるが故に、「地頭の織」と觀念されるべき性質であつた。官符の後段に「然者仰武家、現在謀反人跡之外者、可令停止地頭（五）之旨」とあるが、ここに「現在謀反人跡」というのは明らかに「非指謀反跡之処」の対立概念であり、現実に謀反人跡の所領たる地域をさすものと考えられるから、かかる地域以外で、上述の如き「宛行加徴課役」以下の行為すなわち「織」は非法を

停止することを意味したのである。このように考えれば、この行為は謀反人跡における地頭の当然の権限内容と見ることの妥当性は高まるものと思う。官符・院宣及び頼朝請文ともに、地頭の当然の権限外の非法濫妨を問題としたものであるが、「宛行加徴課役、張行檢斷、妨惣領地本」という行為の内容そのものが、直ちに「地頭の繕」と観念される非法であつたのではないのである。

以上の解釈にして誤りがないならば、黒板説の論拠(A)・(B)に引用した史料は、たしかに加徴米徴収が平家没官領地頭の権限内容であつたことを証するに充分である。しかしそのことから直ちに加徴米と兵糧米とを区別すべきであるとの解釈は生まれない。すなわち、文治二年三月に兵糧米の一般的停止があつたことを前提としなければ、平家没官領地頭が加徴米を得分とした事実のみから、加徴米を兵糧米と区別すべきであるという結論は導き出されないものである。そして従来行われた兵糧米の三月停止説は、甚だ疑わしいものであるから、論拠(A)は必ずしも成立しないと断じなければならない。また論拠(B)は、加徴米を平家没官領地頭の得分とする上記の解釈に従うならば、平家没官領地頭が文治設置の地頭の一部分であることが明らかであるから、その得分たる加徴米が文治地頭の得分たる兵糧米の継承であり、その異つた形態にすぎないものであることを反証するに足りないのではなからうか。(B)に示された論理で、両者の区別をたてるためには、文治設置の地頭(兵糧米を得分とするもの)と平家没官領地頭とが併存し、しかも後者が段別五升の加徴米を得分としていた事実を指摘しなければならぬ。この点において、黒板説には明らかに論理的誤謬が認められるのである。

次に論拠(C)であるが、これを検討するには、まず備後国太田庄の地頭職の性質から考察しなければならない。この莊園については既に多くの研究が行われているので、詳論は避けるが、この莊園に幕府口入

の地頭が置かれたのは、当庄の下司橘兼隆・光家が謀叛の咎により失脚した際、これを口実として建久七年に三善善信を地頭に補任したのに始まる。しかしこの莊が平家没官領であり、また前下司兼隆・光家を「往古地頭」・「重代地頭」などと称し、善信以後の地頭の得分については、「任往古地頭兼高光家等之注文所致沙汰也」といつて先例に従つたことが見え、更には善信の地頭職補任について、「被置地頭之条者、更非新儀、世良庄司兼高太田太郎光家等之例也、此輩雖年来之者、依謀叛之咎、召下関東、以其跡、所被仰付康信法師(善信)也」と言い、また「備後国太田庄地頭事、本地頭依陰謀事、没収其跡、令補康信法師候畢」などあるのを見れば、兼高(隆)・光家は御家人の身分であつて、平家没官跡たるこの莊園において地頭に補任されていたものと推定される。恐らくは、本領安堵の地頭であつたものと思ふ。ところで問題の加徴米については、善信の地頭のとき、「地頭得分加徴米事、先例段別五升也、其内二升、高野御使依令收公、為地頭愁之処」とあり、この先例について前地頭(下司)兼隆の建久九年の注進状には、

加徴米段別乃米伍升内 式升御山方押召了
不依斗代甲乙参升取了

とあつて、実際には段別三升の加徴米が地頭(下司)の得分であり、それが善信以後にも継承されていたことが分る。しかも更に正確に言えば、善信の「雜事拾箇条」に、「一加徴米事、右参斗代式斗代者各参升宛、伍斗代下斗代者、各壹升宛、百姓此定可令弁済矣、兼又於加徴者、不可片寄」とあることにより、段別三升の加徴米は、式斗代以上の土地より平均に収納したことが明らかである。かくて少くとも本地頭兼隆・光家が失脚する直前、及び善信の地頭職補任以後は、段別三升の加徴米が地頭の得分であつたことは疑いない。そこで次には、文治の始め頃の状態を考えなければならないが、それを明らかにする

徴証はない。しかし兼隆・光家が御家人になつており、本領安堵の地頭職として、この荘の支配を行つていたものとすれば、この「先例」は文治以前に遡つて適用し得るのではなからうか。太田庄の地頭（下司）の得分たる段別加徴米は、文治以前からの慣例に従うもので、兵糧米とは一応別個のものと推定される。以上の推定が正しいとすれば黒板説の論拠(C)は一応成立するのである。

次に論拠(D)について、玉葉文治元年十二月八日条に「所充諸國之兵糧、皆可募官物内之由、下知之間、庄公之運上不通、人命殆不可待元正」とあることは周知のところであつて、黒板博士はとくにこの条を引用されてはいるが、兵糧米を官物・領家年貢の中から段別五升の率で割取したことは明らかであらう。しかるに加徴米は、領家年貢とは別に徴収したものであるから、その観点から両者を区別するのは正しいと思う。

以上、黒板説の論拠を検討したが、その中で、(A)・(B)は必ずしも成立せず、(C)は太田庄の「往古地頭」と呼ばれる兼隆・光家がこの地の根本領主である限りにおいて、一応成立する。そして(D)は黒板説を支える最も強い論拠と考えられる。

そこで次には黒板説に対する反論としての中田説の論拠は、どのように考へるべきか。その点について見てゆかねばならない。

註 1 吾妻鏡同日条の文には、「去月八日宣旨、同九日院宣」とあるが、前者は所謂宣旨ではなく、明らかに太政官符の形式をそなえている。また頼朝の請文にも、宣符宣と述べている。

2 石母田氏前掲論文。(守護地頭停止)

3 拙著「日本全史中世I」においては、通説に従つて地頭の除外例つき停止と解釈したが、この見解はやはり訂正すべきであり、再検討を要すると思う。

4 これについて石母田氏は、「守護や地頭等が、法または慣習によつて定まつている権限、あるいは『有限の地利』を越えて干渉すること、その国衙法または本所法の『先規』を破ること、それらの一切の行為をふ

くめて『繕』というのが、中世の一般的な用法であつたとみてよいであらう」といわれているが、「繕」の意味がそのように用いられていたことは誤りないと思う。但し、石母田氏の場合、「宛行加徴課役」以下の行為そのものが、地頭の合法的権限を越えた「繕」であると解しておられるようにも思われ、その点必ずしも明らかでないが、もしそのように解しておられるとすれば一概には賛成し得ない。(石母田氏前掲論文「守護地頭停止」一一二頁以下)

5 張行とか妨とかの語は、通常は非法を表現するときに用いられる。しかしここでは繕の用法と同様に「現在謀反人跡」以外の「非指謀反跡之處」における行為なるが故に、かかる表現をしたものと解される。

6 例えば重田定一「備後国太田庄」(史説史話)、相田二郎「高野山領備後国太田庄」(歴史地理)五〇ノ四、魚澄惣五郎「中世の寺院所領」(古社寺の研究)所収、奥野高広「荘園制度崩壊経路の一例として見たる備後国太田庄について」(国史学)第一号、及び江頭恒治「備後国太田庄の研究」(高野山領荘園の研究)所収、などがある。

7 高野山文書之八、又統宝簡集一九四二号、建久七年十月二十二日前右大將家政所下文案。及び一九四九号、貞応二年十一月太田庄地頭連署陳状案。

8 同右文書。

9 同右地頭等連署陳狀副進文書の中、正治元年九月大江広元奉書案。

10 同右副文書の中、建永元年十二月二十九日請文案。

11 この荘は元来後白河院領の荘園であり、平氏の時代には平重衡が預所として実権を握つていた。その意味で平家没官領と称したのであらう。院は文治二年にこの荘を高野山に寄進したが、院の側では、「不入没官注文」と主張し、文治二年土肥実平の押領を停止せんことを申入れている。恐らくこの当時には実平がこの地を知り、その下に兼隆・光家が下司として在地を支配していたものと考へられる。(高野山文書之一、宝簡集五二二号、建久元年十一月金剛峯寺根本大塔供僧解状案)なおこの太田庄の下司の所領構造等については、最近河音能平氏の論文「古代末期の在地領主制について」(日本史研究会史料研究部会編「中世社会の基本構造」所収)において新しい視点からの詳論がある。この場合も下司兼隆・光家を「在地領主」として捉えている。

12 高野山文書之八、又統宝簡集一九四五号、建久九年九月太田庄桑原方前地頭橋兼隆進状案。

13 高野山文書之八、又統宝簡集一九四三三。

四

中田説の論拠(Ⅰ)において、中田博士は、この大夫属定康の近江国の領所が、平家在世のとき収公され、平家領となつていたために、「今又守護定綱為兵糧米点定之」したと解されたようである。しかしこの文を検討すると、その解釈にはいささか疑問が残る。すなわちまず定康の「近江国領所」であるが、これが一定の土地に対する一定の収益権であり、当時の用語で所領・所職と表現されるものであることは言うまでもない。そして彼が保有したその経済的収益権が、「源家方人」たる理由により平家のために収公され滅亡したのである。それを今度は守護定綱が兵糧米の為に点定したというのである。中田博士によれば、兵糧米徴収は段別五升であり、それが地頭の得分になるのであるから、この場合守護定綱が誰か別の者をこの地の地頭としたか、或いは自身でその地頭職を占有して、段別五升の兵糧米宛課権を獲得したと考えねばならない。とすると、定康がかつて所有し、平家のために収公された所領が、偶然にも当該地域における段別五升兵糧米宛課権と合致したのであるか。逆に言えば、かつての定康の所領は経済的収益権の内容が、当該地における段別五升の収益であつたと仮定しなければならぬ。これが第一の疑問である。定康の所領が平氏の手にあつたが故に、これを源氏方の守護が没収したことは誤りない事実であろう。しかしこの文章を素直に読めば、守護定綱がこれを兵糧米料所として点定したのであつて、ここで文治元年の勅許に基く「段別五升兵糧米宛課権」を行使したものと解し難い。しかも定綱の「点定」という行為は、「狼籍」として停止を命ぜられているのである。第二に「守護定綱為兵糧米点定」ということを、守護が平家没官領において兵糧米を徴収した事実と解することは妥当であろうか。兵糧米

が地頭の得分であるとの中田博士の前提に立つ限りにおいて、兵糧米徴収はあくまでも地頭の行使する権限でなければならず、守護が徴収権をもつたわけではない。そうするとこの場合、地頭の兵糧米徴収権を守護が与えたと解釈しなければならぬ。果して守護にそのような権限があつたであらうか疑問である。このように考えれば、この記事はむしろ諸国平均段別五升兵糧米宛課権を放棄したのち、諸国守護等が必要に応じて、兵糧米料所を点定した事実を示すものと言ひ得る。そして中田説の論拠とはなし得ないのである。

次に中田説の徴証(Ⅱ)であるが、ここに引用された吾妻鏡の記事は、中田博士の解された如く、「文治三年八月に至るまで、下国のまなな兵糧米徴収地として自己の所領を知行しつつあつたこと」を示すものではない。この惟宗行能解状は、彼が最勝寺領を押領したという訴に対して提出した陳状であり、その全文を見ると、文治元年十一月の頃北条時政に従つて上洛し、その際に兵糧米徴収地を与えられたが、そのような兵糧米徴収地に「置代官不可致沙汰」という頼朝の下知があつたので、彼は代官を置かず本国に罷下つたのである。しかも行能が押領を企てたとして寺家が訴えたところの若狭国今重保について、行能自身が、「況於今重保者、無可知行之由緒、又自鎌倉殿非恩給之所、何以令致押領乎」と述べており、むしろ今重保の不知行を主張している。文治元年に兵糧米の為に宛給つた地でも、頼朝の命に従つて代官を残置することはなく本国に帰り、むしろその知行権を放棄したものの如くであり、しかも今重保に關しては、知行の由緒もなく、鎌倉殿の恩給を受けてもないといふのである。従つて若し押領などの事実があるとすれば、詐つて代官を称する者の所為であるから「号行能代官之輩」は早く擲取つて罪科に処せらる可きである、としているのである。この記事から中田博士の如き解釈は、如何にしても導き出されない。

(Ⅲ) に引用された吾妻鏡の文を見るに、これは確かに、文治三年の頃にも兵糧米徴収が行われていたことの徴証となし得る。その「兵糧米沙汰」が「大番勤仕」と並んで関東武士の重要な職權・職務であったことは認めねばならない。しかしここから直ちに、「兵糧米沙汰」の武士を平家没官領の地頭と結びつけることはできないし、文治二年十月八日宣旨の「加徴課役」徴収權が、この兵糧米沙汰權と同じものとする結論は導き出し得ないと思う。

かくて中田博士が黑板説の反証とすべきものとして、新しく引用した吾妻鏡の記事は、博士自身の解釈の誤謬や、推理の杜撰によつて支えられたものであり、(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)何れの論拠も甚だ説得力の弱いものと断じなければならぬ。そこで更に、黑板博士が提出された論点に対する中田博士の批判の当否について考えるに、(Ⅳ)の論点については、上述の黑板説の論拠(Ⅱ)についての再検討において明らかにしたように、備後国太田庄地頭は、文治の頃には本領安堵の地頭であり、中田説とは反対に、文治以前からの先例を相承し来つたものであると認められるのであるから、中田博士の批判はむしろ当たらないと思う。また(Ⅴ)の主張は、黑板説がもともと實際上の徴収手続を問題にしているのではなく、徴収形態の本質的な差異を問題としているのであるから、論理的にも、黑板説に対する充分な反論をなしていないと思うのである。

かくの如く、中田博士が黑板説批判の徴証として提示されたものはその何れをとつても反証としての資格を持たない。中田博士の場合、「諸国平均段別五升兵糧米宛課權」すなわち地頭職なりとの前提に立つて、文治地頭の得分は兵糧米であり、平家没官領地頭の場合も兵糧米宛課權が認められており、従つてその地頭における「加徴課役」が兵糧米と同一のものであると、考へたに過ぎないのではなからうか。とすればこの問題に関しては、黑板説が正しいと考へねばならない

が、それにしても上述の如く、その論拠は必ずしも強力でなく、充分にその主張を立証するには少々不足を感じる。また黑板説全体として何か割り切れぬ矛盾が残し、特に文治設置の地頭の得分が兵糧米であつて、平家没官領地頭の得分が加徴米であると断定される点などには、疑問を持たざるを得ないのである。従つて黑板博士の主張される論拠のみで、黑板説を全面的に認めることはできない。それでは黑板説の何処に曖昧さがあり、何処に問題があるのであらうか。また黑板説・中田両説の対立点が、何か問題の中核を射ないで空転しているのであらうか。そこでこれらの疑問に答える手段として、両氏とは根本的に立場を異にし、牧博士と同じく兵糧米の地頭得分説を否定し、しかも兵糧米と地頭加徴米の關係については黑板説と同じ結論を出された八代博士の論拠について検討したいと思う。

八代説の例証(Ⅷ)は、加徴米なるものが永祚元年あるいは寛治二年において、既に史料の上にあらわれていることを立証したものであつて、別に問題はない。(Ⅷ)は黑板説の論拠(Ⅱ)と同じであるが、先述の如く備後国太田庄の前地頭(下司)の橘兼隆・光家が本領安堵の地頭であるとすれば、八代博士の解釈は妥当であらう。また(Ⅷ)は、従来の星野説に代表される見解が、加徴米の段別五升を一般的とすること、文治勅許の兵糧米の同じ段別五升なることにより、安易に両者を結合させたという一種の盲点を衝いたものであり、加徴米は必ずしも段別五升とは限らなかつたことを例証せんとしたものであるが、その例示されたものは僅かに平安末期の二三の例にすぎず、鎌倉初期の史料を欠く点において、若干もの足りないところがある。然し主張そのものに誤りはないと思う。

かくの如く八代説は一応妥当性が高いように思われるが、しかし八代博士は、既に「地頭と兵糧米が別事なること」、「兵糧米は地頭の俸給に非ざることを前提とされているのであるから、取り立てて実

証するまでもなく、地頭の得分たる地頭加徴米と兵糧米とが別個のものであることは理論的に当然導き出される筈である。その前提を一応捨てて地頭加徴米と兵糧米とが別であることを主張するためには、(一)加徴米一般が文治以前より存在したこと、(二)備後国太田庄の一例のみで加徴米を得分とする地頭の存在を証明し、且つその加徴米が兵糧米の勅許以前からの例であつたこと、以上二つの論拠のみでは、明らかに不足を感じるのである。

いわゆる「文治地頭職」と兵糧米の関係について、一定の結論を出すことを保留し、直接に兵糧米と地頭加徴米との関係を究めんとする本稿の目的からすれば、八代説は一応の参考とはなし得ても、これをそのまま受容することのみでは満足できない。まして沉んや黒板説をそのまま採用することも許されない。ここではより具体的に地頭加徴米の性質を考え、また文治の兵糧米の本質を追求し、その上で両者の差異又は同一性についての結論を出さねばならない。そこで以上考察し来つた旧来の諸説から離れて、まず地頭加徴米あるいは加徴米が如何なる意味のものであつたか、という問題から考えてみたいと思う。

註

1 「九郎判官逆乱之時云々」とあるのを見れば、行能の入洛は文治元年十一月五日頃から、同二十五日前後の間のことである。(吾妻鏡文治元年十一月五日・八日・十九日・二十五日の各条参照)

2 加徴米はその字義の通り「加え徴する」ものであり、莊園領主の年貢の他に、在地の名主・百姓に宛課するものである。ところが玉葉文治元年十二月八日条を信ずる限りにおいて、官物・年貢の中から差引くのである。たとえ手続上は段別五升の兵糧米を地頭に直接に一般荘民から徴収したとしても、それは元來年貢の一部である。

3 この場合、中田博士の考えには、星野博士の主張が強く影響していることは疑いない。中田博士は文治の地頭職の「職務的不動産物権」なることを主張し、旧來の史家、とくにその代表者としての星野博士の研究に対して鋭い批判をしたのであるが、他方では星野博士の研究に強い影響を受けている。このように論究の主要点において、極端に対立批判しながら爾余の点においてかえつて強い影響を受けるということは、往々

にして見られる現象である。

五

加徴米とは、その字義通りに解釈すれば、正税官物・年貢に加算して徴収するところのものであることは疑いない。そして既に八代博士の引用の如く、平安中期において加徴の語は史料の上にあらわれ、かかる形態の課税徴収がその時代から存在したことは明らかである。莊園における加徴米は、鎌倉時代においても存在したが、それは必ずしも地頭の得分たる地頭加徴米とは限らなかつたようである。例えば若狭国倉見庄の永仁三年実検田目録によると、各名毎に斗代別の分米が示されているが、それと共に加徴米が年貢の中に含まれている。しかもその加徴米の量は、それぞれの名の分米の総計に対して、一割となつて注していることに注意したい。すなわち倉見庄では、名々の斗代を定められ、田地の分米に加えるに、その一割の加徴米を以て年貢の総額としていた。これは明らかに本所・領家側の收納する加徴米である。但しこれが領家方年貢の中として計上されながら、或いは預所その他の莊官の得分となつていたかも知れない。その場合、加徴米はいわゆる加地子と同じ性質であつたとも考えられる。なお加徴米が加地子と同性格のものであるか否かは、一概に決定できないが、地頭が加地子を得分とする例もあり、その場合の加地子は地頭加徴米と同性質と考へて差支えないと思うので、私は大体において両者の近似性を認めてよいと思う。

かくの如く加徴米は、とくに地頭の得分とは限らず、一般的にも年貢の一形態として存在したものであるが、鎌倉時代には、概して地頭得分としての地頭加徴米なる用語が多く見られる。そしてとくに承久

以後のいわゆる新補率法地頭が、十一町別一町の給田畠の外に、段別五升の加徴米の取得を法定された以後は、法令その他にもしばしば地頭加徴米のことが見え、加徴米といえは新補地頭の得分形態とすら考えられる程である。しかし地頭加徴米が新補率法地頭のみの得分形態でないことは、既に再三引用した備後国太田庄の場合を見ても明らかであるが、更にその例として、神護寺領播磨国福井庄の場合を挙げることができる。すなわち応長二年の頃当庄東保の雑掌と地頭代との相論に際し、雑掌側の主張として、

地頭加徴者、守内検得田、取来者先例也、而地頭等不除内検損田、宛下地責取之条不便次第也、

と言ひ、これに対して地頭代は、

宛取下地之所見何事哉、(中略)任先例致其沙汰之上者、一切無土民之煩、

と反論しているのであるが、これによると、この福井庄東保では、地頭加徴米は毎年之内検によつて、その得田に対して徴収するのが先例であつたことが明らかであろう。すなわちその率は明らかでないが、年貢の対象となる得田に宛てて、地頭加徴米を収納しているのである。そこでこの地頭が如何なる性質のものであるかを考えねばならないが、この相論に際して地頭代が述べるところは、

当保地頭職者、追吉河左衛門經光法師之例、任代々關東御下知、敢無新儀沙汰、

ということであり、また、

当保者追梶原平三景時之跡、任吉河左衛門經光法師之例、致本司之所務之間、一事以上無新儀沙汰、

とある。現在の地頭が「本司之所務」を致し、先例を追つたことは明らかであり、従つて加徴米の徴収もまた、本司の所務の先例であつたことは疑いない。ここである梶原景時と吉河經光との關係が、必ずしも

明らかではないが、貞永・天福の頃、吉河經光が東保地頭であつたことは確実である。そして經光は文永四年頃死去したと見られるから、少くともその間約三十年はこの保の地頭であつたと推定される。また吉川家文書に、元仁二年正月一日附の經光に対する福井庄地頭職補任状案があり、その文書そのものは文言様式が疑わしく、偽文書と思われるが、同じく彼の父吉川經兼に対する正治二年正月二十五日の地頭職補任状案があつて、この方は信憑性が高いので、經光が大体元仁の頃にこの地の地頭職を父より譲与されたことも推測が可能である。ところで經光の父經兼が正治二年正月二十五日に福井庄地頭職に補任されたことについて考えるに、吉川系譜・吉川家譜等によると、經兼は梶原景時討滅に功のあつた吉香小次郎友兼の子であり、友兼は梶原景茂と戦つて、互に討死したのであるから、当然經兼が恩賞を受ける立場にあり、一方補任状の日附は、この合戦の勲功賞のことが行われた日と一致するので、おそらくは經兼がこの日に梶原追討の功として、梶原景時の旧領を恩賞として受けたものと思われる。先の相論状に、「追梶原平三景時之跡」と言つていることも合致するのである。以上によつて、吉河氏の福井庄地頭職は梶原追討跡の新恩地頭であつたことはほぼ確実であり、従つていわゆる新補地頭ではなく、本補地頭に属し、本司跡の所務の先例に従つて知行し來つたものと言えよう。ここに新補地頭以外にして、加徴米を得分とする地頭の一例を見ることのできるのである。このように地頭加徴米は新補地頭に固有のものではない。

ところで、ここに引用した福井庄における梶原景時の地頭職は如何にして成立したものであろうか。畿内以西の近国において、梶原景時が多く地の頭職を得たであろうことは、一の谷合戦のち、彼が土肥実平とともに播磨・美作・備前・備中・備後五ヶ国の守護を命ぜられた事実と関連して、当然考えられるが、これらの国々以外においても

地頭職を与えられた徴証があり、福井庄もそうした新恩地頭職の一つと考えられる。そして地頭職補任の時期の確定は困難であるが、少くとも元暦元年以後、文治元年までの間であることは言うまでもない。なおこの福井庄地頭は、下地の進止権を認められていた徴証があり、また地頭名をも有し、その点でも承久の新補率法地頭とは異り、下地に対する可成り強力な権限を持っていた。そうした権限は恐らくは梶原景時の時代に始めて附与されたものではなく、本司の所務を継承したかと思われる。若し梶原の地頭職が文治の際の補任であつたとしても、それは平家方罪科によつて没収された本司の跡を継承したものであろう。とすれば、上述の相論に際して、地頭代が「致本司之所務」と述べたところの本司の所務は、必ずしも梶原時代の所務をさすのではなく、本司とは更に以前に遡つて考え得るのではなからうか。

以上によつて福井庄における本補地頭は、その本司の所務の跡を追ひ、加徴米を得分としたものであることの意味が、より明らかになつたと思う。すなわちこの莊園でも、鎌倉幕府の地頭制度の成立以前から、本司(恐らくは下司を称したであろう)の得分として加徴米が存在したのである。そして鎌倉時代の地頭が、その所務・得分を継承したのであつた。その点では備後国太田庄の場合と同じ類型に属する地頭と見られると思う。太田庄の加徴米段別五升について、小野武夫博士は、「後に出ずる新補地頭の得分の段別五升の加徴米制度の先駆として見る可きである」と述べられたが、たしかにこれら本補地頭における加徴米が、承久新恩地頭における新補率法の「段別五升加徴米」の先駆的形態であつたのである。但しこれら本司跡地頭の場合の加徴米は必ずしも段別五升とは限らない。太田庄では地頭がその所務を継承したところの前司Ⅱ下司の加徴米は、はじめ段別一升が建久三年に二升を加えて、段別三升となつたといわれ、また地頭側の主張によると、もと加徴米五升のところ、高野山領となつてから二升を召押され、三

升となつたという。何れにしても建久年間に、現実には地頭加徴米三升であつたのである。このように段別の徴収率は一定しないが、とにかく鎌倉初期においても、前時代からの継承として、地頭加徴米の制が存在し、それが承久乱後の新補率法に採用されたと考えられる。

かくの如く鎌倉時代の地頭の中には、必ずしも本補・新補の別にかかわることなく、地頭加徴米を得分とするものも存在した。この加徴米についての鎌倉幕府の法的認識においては、本司跡地頭の場合、それが「所務の先例」であるが故に、また新補率法地頭にあつては、率法として法定されたものなるが故に、その徴収の正当性が成立するのであつた。そして先に引用した福井庄の場合、前掲史料にも地頭が「宛下地責取」と言い、また地頭が「致其沙汰」と述べているが、更に地頭の主張として、

若有新儀之時者、可為百姓等訴訟、雜掌口入永可停止者哉、⁽²³⁾

としているところからも明らかのように、地頭の沙汰として、下地に割宛て、領家側の本年貢とは一応別箇に百姓より徴納したものと見られる。また備後国太田庄では、貞応二年十一月の連署陳狀によれば、收納の事すなわち徴税は「高野御使之沙汰」ではあるが、加徴米は公物Ⅱ年貢とは別に徴納したものと考えられる。ところが新補率法地頭の場合、寛喜三年の追加法に、「加徴段別五升者、為正稅官物内之条勿論也」とあり、また文暦二年七月の追加法に地頭得分田畠加徴について「假令本所当一斗已上之所者、尤可為五升、一斗以下之所者、以三分之一可為地頭分也」とあるのによれば、加徴米は正稅官物の中から引き去ることにしたものと推定される。但しこの追加法の解釈については、なお疑義が残る再考を要するが、一応上述の推定に従えば、新補地頭の段別五升加徴米はその点で本補地頭の場合と区別しなければならぬであらう。そしてこの問題は、地頭の徴税権の問題とも関連するものであつて、ここで断定的な結論を出すことはしばらく保留

しなければならぬが、もし確かに新補地頭の加徴米が正税官物の中から徴されるものとすれば、先述の黒板博士の論拠(Ⅱ)に關しても、新補地頭の加徴米は例外としなければならない。しかしその点が如何なる結論になろうとも、地頭加徴米が本年貢とともに在地莊民に宛課され、それが鎌倉時代の地頭の「一得分形態」であることは動かし難い事実である。

註 1 大音文書 一。永仁四年二月倉見庄官等連署注進狀。なおこの実帳

帳は若干の錯簡があるが、ほぼ完全に復元することができる。

2 この実帳の記載形式は、分米・加徴米等の合計たる「能米」から、御油代・例録代・分油等を除いた残りを「定米」としている。

3 龍造寺文書。嘉祿二年二月肥前国佐嘉御領小地頭等連署申狀案(「佐賀県史料集成三」所収)によれば、この地の領家・地頭等の得分について、

領家御方 加徴米町別一石 付定得田并之

(中略) 惣地頭分 加地子町別五斗 付定得田切之

(中略) 小地頭得分 加地子町別五斗 付定得田

(下略) とあり、定得田の収獲の中から町別一名を領家へ、町別五斗づつをそれぞれ惣地頭・小地頭に分けていることが分る。この場合、加徴米と加地子は同義に用いられている。

4 前掲、河首能平氏「古代末期の在地領主制」においても、この両者が同性格と考へ得る場合のあることを述べられている。

5 神護寺文書 八。応長二年三月九日福井庄東保宿院村地頭代澄心重陳狀。

6 同右。

7 神護寺文書 二。貞永元年九月二十四日關東下知狀。及び天福元年九月十七日六波羅下知狀。

8 吉川家文書之一、二二二号、文永五年七月十八日關東下知狀。

9 吉川家文書之一、二二二号、同右、一、鎌倉將軍家下文案。

10 吾妻鏡正治二年正月二十日条。

北大文学部紀要

12 同右、正治二年正月二十五日条。

13 吾妻鏡元暦元年二月十八日条。

14 例えば丹波國雀部庄。(東文書、嘉禎四年十月十九日六波羅下知狀)

15 前掲神護寺文書八、応長二年三月地頭代重陳狀に、「難掌不可相綺下地之旨貞永元年御下知並寛喜元年關東御使(中略)等分文炳焉也」とある。

16 註7参照。

17 この点に關しては、福井庄についてなお考えねばならないことが多い。しかし本論の目的から離れるので後考を俟ちたい。

18 「文治新設の地頭」とそれ以前よりの本領地頭の區別について、中田博士の論旨に従えば、重要な意味があるが、卑見によれば文治設置の地頭の中にも本領安堵地頭が多く含まれたと思うので、両者の差異は余り問題とならない。(拙著「初期封建制の構成」参照)

19 「日本庄园制史論」二二頁。

20 高野山文書之一、宝簡集一四一、僧鑊阿下文。なおこの主張によると古加徴は段別三升あり、その中下司分が一升で、油は使・公文・田所等の得分であつた。またこの庄では、郡司加徴米というものもあつたようである。(高野山文書之一、宝簡集一〇〇号、嘉暦四年四月二十三日六波羅下知狀)

21 高野山文書之八、又統宝簡集一九四五号、建久九年前地頭橋兼隆注進狀案。

22 以上、太田庄の加徴米については、江頭恒治氏「高野山領莊園の研究」二四九頁参照。

23 前掲地頭代澄心重陳狀。

24 新編追加二七四号。「本年貢外半分事」

25 新編追加二八七号。「諸国新補地頭得分田畠加徴事」

六

以上によつて地頭加徴米の本質がほぼ明らかになつたと思うが、それでは兵糧米とは如何なるものであろうか。また文治勅許による諸国平均段別五升兵糧米宛課權とは、如何なる本質を有するか。次にその点について考えたい。

兵糧米の原義は言うまでもなく軍糧米であり、戦時の軍費である。

既に八代博士も指摘されたところであるが、山槐記治承四年十二月十日条に、「奉新院仰、召兵糧米於諸国、返事且到来之由申、大和能登平宰相頼但馬^{修理大領}、紀伊佐渡^{已上兩國平中納言頼盛知行国}、夫信盛^{夫信盛}、紀伊佐渡^{已上兩國平中納言頼盛知行国}、力不及之由申」とあり、ここに兵糧米というのが兵糧米と同義語であることは勿論である。

そしてこの兵糧米の賦課は、諸国源氏の挙兵という形態をとつた大規模な内乱に対処するために、朝廷側の軍費調達の方策であつた。すなわち治承の内乱に際して、平氏側は軍事費として諸国に兵糧米を宛課したのである。

吾妻鏡治承五年正月二十一日条に、「平相国禪門驕奢之余、蔑如朝政、忽緒神威、被滅弘法、惱乱人庶、近則放入使者於神三郡、充課兵糧米、追捕民烟」とあるのは、そうした事実の一部を示すものであり、また寿永三年二月二十二日の宣旨に、「治承以降、平氏党類、暗称兵糧、掠成院宣、恣充五畿七道之庄公」とあるのも平氏による兵糧米徴収を物語るものであろう。この事実からも、いわゆる兵糧米が本質的には戦時における軍費であつたことは明らかである。

この平氏による兵糧米の徴収は、治承四年のみならず、翌寿永元年にも行われたもので、吉記寿永元年三月十七日条には、「近日諸国庄々兵糧米、重有苛責、可被付使庁之使由、被下院宣」と見え、玉葉寿永元年七月二十一日条には、「女院御領兵糧米事」が述べられている。また更に平氏の西走ののち、源義仲によつても兵糧米の賦課が行われたが、義仲が範頼・義経のために敗死すると、朝廷では官宣旨を下して兵糧米の催を全面的に停止させたのであつた。⁽³⁾しかし義仲を滅した頼朝の勢力が、更に西国の平氏を討滅し、全国的な内乱を終熄せしめるには、なお大規模な軍事行動が為されねばならず、そのためには多大の戦費を必要とした。元暦二年正月には、西国にあつた範頼以下

の追討軍が兵糧に苦しむのを聞き、頼朝はその支配圏たる東国に対して兵糧米を徴収し、これを追討軍のもとに送らせているが、その他にも源軍の武士たちが諸国において、恣に軍費⁽⁴⁾兵糧米を徴収したのもと思われる。その頃河内国通法寺領においては「彼浮免四丁三反内、纔三三町余作田候^二被配兵糧米七斗余、被責勤候」といい、また石清水八幡宮領にあつては淡路・播磨・備前・備中・安芸・周防・長門・美作・伯耆・出雲に散在する三十数ヶ所の所領において、「近年之間、依平家追討、守護武士等或猥抑留御年貢、或宛催兵糧米」という状態であつた。これらの行為が、必ずしも頼朝の許容するところではなかつたことは、この八幡宮領において彼が直ちに、「早停止兵糧米并旁狼籍、任先例随宮寺使下知、可致其沙汰」と命じたことによつても明らかであるが、こうした行為がこの元暦二年頃非常に盛んであつたことは、多くその徴証を見ることが出来る。すなわち元暦二年四月近江国全勝寺において、「往反武士之輩、致狼籍旨」の訴えがあり、頼朝がその武士の狼籍を停止すべく命じたこと、あるいは賀茂別雷社領において武士玉井次郎の濫妨を停止し、⁽⁵⁾また同社領安志庄・林田庄・三箇御厨において、「自近年以降、甲乙武士等、寄事於平家追討、

國併依令押領、庄民忘年貢之勤、多令闕乏神用之」という状態であつたのに対し、「停止武士狼籍、如元安堵庄民」することの後白河院より命じたこと、さらには山城国泉木津庄において、梶原景時が院宣や鎌倉殿の下知によらず、「任自由令押領」との訴があり、頼朝が彼の濫妨を停止すべく命じていること、⁽⁶⁾などはその例である。こうした武士の濫妨・狼籍とは、内容的には收穫物の収奪であるが、その方法ないしは口実については明らかに区別があつた。すなわち上掲の石清水八幡宮領の例に見られる如く、「猥抑留御年貢」ということと、「宛催兵糧米」ということを対置し、また「兵糧米并旁狼籍」と表現しているように、兵糧米を宛催す行為は、年貢の抑留・

押妨それ自体とは別であり、戦費の調達を標榜しての收穫物収奪である。そしてそれが非合法的に行われる限りに於いて、濫妨・狼籍と見做されるのであつた。

文治元年十二月における「諸国平均段別五升兵糧米宛課権」の勅許の獲得について、その経緯を説明するまでもないが、この事実には義経・行家追捕の爲の軍費獲得を目的としたという一面のあることを否定し得ないとしても、他方において、巧みに義経・行家の謀叛の好機を捉え、上述の如き武士たちの濫妨を合法化せんとする意図があつたことも充分に考え得るのである。そして現実にこの勅許により、幕府は段別五升の兵糧米宛課権を合法的なものとして確保したのであつた。

ここに合法化し得た諸国武士の「兵糧米宛催」の行為、すなわち「段別五升兵糧米宛課権」を実現する行為によつて徴収した現物は、その実際の使途はともかく、表面的にはあくまでも軍費＝兵糧米である。ここで獲得したものは兵糧米の徴収権であつて、年貢の抑留・押領あるいはその部分的割取の権利ではないことに注意すべきである。先述の如く、文治の際の兵糧米が、官物の中より募る可きことを定められたとしても、それは兵糧米という名目によつて始めて実現し得たものであつた。

ここで文治勅許による兵糧米の徴収方法について一言するならば、その徴収が地頭の任務であつたとする見解が殆ど学界の定説化している観があるが、その見解は甚だ疑わしいと言わざるを得ない。私はこの見解を支持すべき充分な証拠は存在しないのではないかと思う。もし吾妻鏡文治二年六月二十一日条に、「於畿内近国被補守護地頭之処、其輩寄事於兵糧、譴責累日、萬民爲之含愁訴、諸国依此事令凋弊云々」とあるを以て、その証とするならば、それは誤りである。この二十一日条が全体としてきわめて問題のある文章であり、ここに引用した部分も不精確な表現をしているという点については、石母田氏の

主張される通り、私もこれを認めねばならないが、そのことは別としても、この文章は、諸国守護の武士及び地頭が、「兵糧米の催と称して、非法の譴責をかさねた」ことを述べているのであつて、「兵糧米の催」に便乗して、その権限外の濫妨を横行したことを言っているのではない。この場合「兵糧米の催」が口実となつたことは確実であるけれども、その口実となつた行為そのものが、合法的なものか否かは、この文章からのみでは明らかでない。前述の如く、内乱期を通じて戦費の調達すなわち「兵糧米催」は、京都や鎌倉の政府の公許のあるなしにかかわらず、かなり恣意的に行われたのであるから、諸国の武士・地頭が、兵糧米と称して「萬民の愁訴」「諸国の凋弊」を招く如き譴責濫妨を行つたことは当然考えられるであらう。しかしそれだからと言つて、武士・地頭の兵糧米催が、そのまま合法的のものとは言えない。その意味で、上の文章から直ちに、「兵糧米徴収」が地頭の任務であるとする結論は生まれないのではなからうか。

既に石井進氏の主張された如く、兵糧米の徴収が文治勅許に先立つ時期において、国衙の権能として生きていた。また文治元年十二月十五日北条時政請文に、「於兵糧米者国図并抄帳所令省免之」とある如く、「一國平均の役」たる文治勅許による兵糧米徴収には、国衙の協力が必要であつたのである。石井氏は地頭の任務としての兵糧米徴収権の存在を認める定説に対して、敢えて異をたてず、単に国衙の協力を主張されたのみであるが、私は更に積極的にこの定説を疑いたい。当時、兵糧米の催のために、「兵糧米使」「兵糧米催使」なるものが別に存在した事実は、そのことを支持する理由となるであらう。すなわち、文治二年三月一日北条時政書状に、

凡国々百姓等、兵糧米使等、寄事於左右、押領所々公物之由、訴訟不絶候也、

とあり、また越前国志比庄の武士押領に關連して、

去文治元年、為羅索叛逆衆、被遣軍士於諸国之時、雖被入兵糧米・催使、散在御家人等、寄事於左右現狼籍之由、

と見えているが、この兵糧米使は、地頭と同一のものとは必ずしも断定し得ず、むしろ諸国莊園の地頭とは別の任務を有するものと考えられる。この兵糧米使が、国衙との協力によつて、「諸国平均段別五升兵糧米」の徴収に当つたのであろう。勿論、近在の地頭が兵糧米使になつたことは考え得る。しかしそれは地頭の任務として徴収権を行使したのではないこと言うまでもない。従つて地頭も兵糧米催に關係したことは想像されても、そのことは地頭に固有の任務ではなかつたと思ふのである。

文治元年の兵糧米宛課權は、以上の如き内容と実体であつたと考えられるが、幕府が獲得したこの權利は、翌文治二年において大きく動揺した。この年三月の停止令が、全面的原則的停止であるか否かが問題になるが、それは後に譲り、何れにしても「全国平均」という原則は破られた。しかし兵糧米が元來兵乱米であり、軍費である限りにおいて、内乱狀態の推移に従つて、その徴収權の根拠が動揺することは言うまでもないのである。のちに承久乱に際して、幕府が再び全国的に兵糧米を宛課したことは、承久三年八月十四日北条泰時下知狀に、有限段別參升兵糧米催之外、可令停止非分沙汰之由、下知先畢、とあり、更に貞応元年五月六日關東下知狀には、

去年守護人糧米沙汰時、寄事於左右所令押領也、
と言ひ、あるいは土佐国香會我部保に對して、承久三年八月に、

早可令停止兵糧米催已下狼籍、

との下知狀が出され、備中国新見庄に對して兵糧米の停止を令した官宣旨に、

被停止諸国諸庄三升米之譴責、
とあることなどによつて充分に証される。この場合、段別三升であ

り、また守護にその沙汰權があつたようであるが、こうした事實によつて、戦時における軍費としての兵糧米の性格が一層明瞭となるものと思ふ。

なお、ここに引用した新見庄關係文書によると、承久三年十月二十九日に、「諸国諸庄三升」の兵糧米を停止し、その代りに備前・備中二箇国を武士の兵糧米のために充給したことが見え、そのことは、「承久三年四年日次記」の同日条に、

充給備前・備中二箇国於武士、可停止諸国狼籍之由、被下宣旨、とあることと照應し、そのような方策すなわち全国的な兵糧米催の停止の代償として、そのような兵糧料所を充給するという方法が見られることは、文治二年の兵糧米停止を考える上での、一つの手掛りとなるものと思ふ。

註 1 玉葉 寿永三年二月二十三日条。

2 同右。

3 同右。

4 吾妻鏡 文治元年正月六日条。

5 平安遺文 八、四二二六号、年月不詳河内国通法寺愁狀。

6 石清水文書之一、元暦二年正月九日源頼朝下文案。

7 同右。

8 平安遺文 八、四二四二号、元暦二年四月二十四日關東下知狀案。

9 賀茂別雷神社文書、元暦二年四月二十八日關東下知狀。元暦二年六月六日源頼朝下文。

10 賀茂別雷神社文書、元暦二年四月二十九日後白河院序牒。

11 平安遺文 八、四二四五号、元暦二年五月一日關東下知狀。

12 石母田氏前掲論文。(守護地頭停止)

13 石井進氏「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との關係」(「史學雜誌」六六ノ一)

14 高野山文書之二、宝簡集五〇二号。

15 吾妻鏡 文治二年三月一日条。

16 吾妻鏡 建久五年十二月十四日条。

17 前田家所藏文書 古蹟文徴一。

18 同右。
19 香曾我部家伝証文二、承久三年八月一日六波羅下知状。
20 東寺文書 甲号外一、承久元年十月二十九日宣旨。

七

以上述べたところによつて、いわゆる地頭加徴米と兵糧米とが、本質的に別個のものであることは、ほぼ明らかになつたと思う。鎌倉時代の地頭加徴米は、文治勅許の兵糧米の異つた形態ではなく、それは地頭得分の一形態として存在し、とくに承久新恩地頭においては法的に附与された得分形式であつた。そして兵糧米の軍費的性質は、鎌倉幕府によつても充分に認識されていたものであつた。

このように加徴米が兵糧米と全く別のものであること、及び兵糧米が一般的な軍費であり、その徴収任務が地頭に固有のものですらないことが明らかならば、兵糧米が地頭の得分であり、「段別五升兵糧米宛課権」すなわち地頭職なりとの説は、頗るその根拠が動揺するであらう。そして既に周知の通り、玉葉文治元年十一月二十八日条には、件北条丸以下郎従等、相分賜五畿山陰山陽南海西海諸国、不論庄公、可催兵糧^{段別}五升、非管兵糧之催、惣以可知行田地、

とあつて、地頭の職權たる田地の知行と、兵糧米の催を区別し、また兵糧米と地頭職とともに停止した例、あるいは併存せしめた例などがあり、更に黒板博士も後に説を改め、「兵糧米を地頭の得分とした実例は一も所見なし」とされているところから見ても、地頭職と兵糧米を同視し得ないようである。しかも承久の際ではあるが、

或以兵糧米之宛文、恣号地頭、如此張行皆可停止、
とあることは、兵糧米徴収と地頭職とが全く別個のものであると考え

られた充分な証左ではなからうか。かくて私も、地頭職と兵糧米を別のものであるとする牧博士説を依然として支持せざるを得ないのである。

そこで最後に、この問題に関連して残された論点は、文治二年三月二十一日の「諸国兵糧米停止の宣旨」を如何に解するか、ということである。これに関しては未だ必ずしも確定的なことは言えないが、大体以下の如く考えられる。

すなわち、この宣旨はやはり「諸国平均段別五升宛課権」を原則的に停止したものであるが、そのことは勿論例外もあるであらうし、またそのまま実行されず、諸国の武士による非合法的な兵糧米宛課も継続された可能性がある。そしてまた「諸国平均段別五升」という「兵糧米宛課」形態を停止したが、そのことは、必ずしも兵糧米徴収そのものを否定したものと解する必要はないのである。

文治二年閏七月に日吉社領近江国建部庄において、往還武士等が寄宿の際に、

或放入乗馬、或刈取作田、加之号^⑨糧料押取御供米、

という状態であつたのに対して、「件寄宿狼籍」を停止しているが、

これは兵糧米徴収の一般的停止後も、武士たちが兵糧米を口実に狼籍したことを意味している。また周防国伊保庄において、土肥実平の押領を社司より訴えた際、頼朝が実平を召問うたところ、実平は答えて、於兵糧米免除了、況無押領、

と言っているが、これは実平が、兵糧米催の停止令を遵守していることを示しているのではなからうか。

そして更に大胆な憶測を加えるならば、三月に停止をされた「諸国平均段別五升兵糧米宛課権」の代替としては、一定の地域を点定しての兵糧料所の宛給が行われたのではないかと思う。これはすでに八代博士の指摘されたところではあるが、吾妻鏡文治三年八月十九日条の頼朝書状に、「其外或為兵糧米沙汰、或為大番勤仕、武士等在京事多

候歟」とあるから、何等かの形式による兵糧米沙汰が行われたことは確実であろう。そして中田博士が自説の例証として引用された吾妻鏡文治三年八月八日条に、「自東国武士上洛之日(中略)為兵糧米充給所」とあるのは、むしろ文治の勅許以前に、兵糧料所の設定という形態による軍費調達が行われたことを示すものであろうし、同じく中田博士の引用された吾妻鏡文治三年二月九日条に、「守護定綱為兵糧米点定之」とあるのも、兵糧料所の点定を意味するのではなからうか。これが「諸国平均段別五升宛課」の形態の兵糧米徴収と異なることは言うまでもない。かくて私は、文治二年三月に一般的には前年に獲得した兵糧米諸国平均徴収権を放棄し、それに代るものとしての兵糧料所の点定が幕府並びに守護によつて行われたのではないかと思う。これは前節の終りに触れた承久の乱後の方策と考えあわせれば、きわめてあり得べきことではなからうか。

この文治二年三月の兵糧米停止の宣旨の解釈については、未だ憶測の域を出でず、後考に俟たねばならないが、以上によつて、少くとも文治の兵糧米は地頭加徴米とは別種のものであり、また地頭の得分でもない結論される。従つてその結論と反対の立場を前提とする中田博士説は大いに批判の余地を残すものとしなければならぬ。

註 1 吾妻鏡 文治二年正月八日条。

2 同右、文治二年正月十一日条。なおこれらの点に関しては、既に石井良助博士も指摘しておられる。「大化改新と鎌倉幕府の成立」一五五頁。

3 「更訂国史の研究各説上」四三四頁。

4 東寺文書 甲号外一、承久三年十月二十九日宣旨。

5 前田家所蔵文書 古蹟文徴一、文治二年閏七月二十九日源頼朝下文。

6 賀茂別雷神社文書一、文治二年九月五日源頼朝下文。

「附記」 本稿が校正の進行中に、石母田氏の論文「鎌倉幕府一國地頭職の成立」(石母田・佐藤共編「中世の法と国家」所収)が発表されて、氏の文治地頭職に関する理解の基本的立場を明らかにされた。これは本稿に取上げた同氏の一連の論文が成立する上で、重要な前提的見解を含むものであつて、とくに氏が地頭職一般を類型分けされ、一國地頭職と庄郷地頭職とを区別すべきことを主張されたこと、そして文治元年の地頭職設置の問題は一國地頭を主たる内容としたものであると主張されたことは、鎌倉時代の地頭職の研究の上で、極めて重大な問題提起と言わざるを得ない。また同氏によれば、「兵糧米宛課権」は、一國地頭職の内容であり、従つて諸国平均段別五升の兵糧米こそ、一國地頭の得分であつたとされる。この主張の当否は別として、この立場が明らかとなれば、本稿の初めに述べた石母田氏の論考展開の経過に関する疑問も一応は解消したと見なければならぬ。また石母田氏が始めて明らかにされた一國地頭に関する有力な見解に接し得ない時期に成立した本稿は、当然のことではあるが、従来の地頭研究の方向に批判的な立場をとり得なかつた。石母田氏は従来の研究の弱点として、「この二つの類型の地頭職を識別しないで、文治地頭の得分や権能等を地頭職一般の問題として抽象的にとりあげたために種々の混乱がおこつた」ということを指摘したが、(二四頁)これはたしかに傾聴すべきものであり、若し同氏の主張が正しいならば、本稿もまさに「従来の研究の弱点」を担つたものといわざるを得ない。その意味では、本稿全般に亘つて、訂正を要する部分も少くない。しかしながら、石母田氏の新説は、充分な再検討を経ず、全面的にこれを採用するには、余りにも重大な問題を含むし、また私自身まだ納得のいかない点もあり、その問題の解決のためには、今後多くの時間を必要とするであらうと思われ、しかも本稿において石母田氏の新説を検討採用して訂正したり、また全面的に改稿することは現実的に不可能なので、敢て筆を加えることはしなかつた。とくに本稿は、「兵糧米」と「地頭加徴米」との関係に問題を限つたのであるから、近い将来に、研究の進展にともなつて、この問題に関して全面的な修正がなされることが予想されるところも、本稿はそれなりに何等かの意味を持ち得ると思うので、石母田氏の新説を承知の上で、このままの形で発表する次第である。